

1 審査会の結論

宮崎県議会議長（以下「処分庁」という。）が、「平成18年度政務調査費収支報告書に係る各会派の会計帳簿、証拠書類等」（以下「本件文書」という。）について、不開示（公文書不存在）としたことは、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 異議申立人は、平成19年11月2日付けで、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第5条の規定により、処分庁に対し、本件文書の開示を請求した。

(2) 処分庁は、平成19年11月7日付けで、開示請求のあった本件文書については、保有していないという理由により、公文書不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年11月12日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨等

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

ア 宮崎県政務調査費の交付に関する条例（平成13年宮崎県条例第29号。以下「政務調査費条例」という。）第9条に収支報告書が議長に提出されることが義務付けられているが、これを証する証拠書類について提出義務が定められていない。この関係は収支報告書の提出を受けた議長は、適切な使用について確認し、必要に応じて証拠書類等の確認も出来ることが当然の前提となっており、開示請求があれば、議長は各会派の政務調査費経理責任者（以下「経理責任者」という。）に対して、会計帳簿と証拠書類の提出を求めることは当然可能である。

イ 宮崎県政務調査費の交付に関する規程（平成13年宮崎県議会告示第2号。以下「政務調査費規程」という。）第8条は、「経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と義務付けている。かつ、現に経理責任者のもとに保管されていることは明らかであるから、議長が保有していないとの一事をもって非開示の理由とはならない。

ウ 政務調査費条例には、政務調査費の交付を受けた会派は経理責任者を置くことが規定されており、この規定によって、経理責任者は、その限りにおいて「職員」と見なされるべきものである。また、収支報告書の提出が義務付けられている以上、経理責任者に本件文書の作成保管を定めているのは、その限りにおいて「職員」として公文書の作成を義務付けたものといえることができる。

したがって、経理責任者が保管している本件文書は「公文書」であり、情報公開の対象となるものである。

4 処分庁の説明要旨

処分庁が、不開示決定に係る理由説明書で主張している内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開条例第2条において、「公文書」とは、「宮崎県議会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並び

に電磁的記録であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。」と規定されている。

したがって、本件文書が、情報公開条例第2条に規定する「公文書」に該当するかどうかは、事務局の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして、議会が保有している文書であるか否かで判断されなければならない。

(2) 収支報告書については、政務調査費条例第9条の規定により、会派の代表者が議長に提出することを義務付けられていることから、議会において保有し、閲覧に供しているところである。

(3) 一方、本件文書については、政務調査費規程第8条の規定により、経理責任者が整理保管しているが、議長に提出しなければならない定めはなく、また、実際に提出されていないことから、事務局の職員が取得し、議会が保有しているものではない。

(4) 会派は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）や県議会の条例等においても、組織として規定されているものではなく、議会とは独立した任意の団体と位置付けられており、議長の指揮監督下にある組織ではないことから、経理責任者が保管する本件文書を議会が保有する文書と同視することはできない。

(5) よって、本件文書は、事務局の職員が取得しておらず、議会として保有していないので、情報公開条例第2条に規定する「公文書」には該当せず、公文書不存として不開示決定を異議申立人に対し通知したところである。

5 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年11月22日	処分庁から意見を求められた。

平成19年12月21日	処分庁から本件処分に係る「理由説明書」を受け取った。
平成20年 1月11日	「理由説明書」に対する異議申立人からの「意見書」を受け取った。
平成20年 2月19日	学識経験者が協議を行った。
平成20年 2月28日	学識経験者の意見聴取及び審議を行った。
平成20年 3月10日	審議を行った。
平成20年 3月13日	処分庁に本審査会の意見書を提出

6 学識経験者の意見

情報公開条例第21条第5項の規定に基づき、本件処分に対する学識経験者の意見を聴取した結果は、以下のとおりである。

(1) 情報公開条例に規定する「公文書」に該当するためには、

- ア 事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書であること
- イ 事務局の職員が組織的に用いること
- ウ 議会が保有していること

の3つの要件をすべて満たす必要がある。

(2) そこで、本件文書を保管している経理責任者が「事務局の職員」と見なされるかについて検討するに、情報公開条例第2条において、あえて「事務局の職員」と限定していることからすると、「職員」に議員までを含むことを情報公開条例は想定していないことがうかがえる。

したがって、議員である経理責任者は「事務局の職員」と見なされず、本件文書は上記(1)アの要件を満たさないことから、「公文書」に該当しない。

(3) なお、政務調査費条例第10条には、「議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。」

と規定されていることから、この規定により、議長の求めに応じて各会派が本件文書を提出していれば、「公文書」に該当することになる。

しかしながら、本件文書は実際に議長に提出されていないことから、「公文書」に該当しない。

また、「必要に応じ調査を行う」とは、外部からの働きかけを受けてするものではなく、開示請求があったことをもって、議長が調査権を行使して会派から本件文書を新たに取得することまでを想定していない。

よって、本件処分は妥当であると判断する。

7 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、学識経験者の意見を踏まえて審査した結果、以下のように判断する。

(1) 情報公開条例第2条において、「公文書」とは、「事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。」と規定している。

一方、本件文書は、政務調査費規程第8条において、「経理責任者は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と規定されている。

(2) そこで、当該案件は、本件文書が情報公開条例第2条に規定する「公文書」であるか否かが争点であることから、「公文書」であるための要件である「経理責任者が事務局の職員と見なされるか否か」、そして「会派が保有する本件文書が議会の保有する文書であるか否か」について検討した。

(3) 県議会事務局は、法第138条第1項の「都道府県の議会に事務局を置く。」を根拠に設置されているものである。また、同条第3項で「事務局に事務局長、

書記その他の職員を置く。」、同条第5項で「事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。」とされている。

したがって、「事務局の職員」であるためには、議長の任用行為が必要であるところ、経理責任者については、議長の任用行為はなく、政務調査費条例第4条第1項の規定により会派の代表者から議長に報告されるのみであることから、議長の指揮監督下にある「事務局の職員」であるということとはできない。

(4) また、「会派」は、議会内において、主義主張をする議員が同志的なつながりをもって議会内で交渉、行動することを目的として結成される任意の団体であり、法や条例などの法令においても、組織として規定されておらず、議会の機関ではなく、議会の機関に準ずる組織として扱われるものともいえない。

したがって、会派が保有している本件文書を議会が保有している文書と同視することはできない。

(5) 政務調査費条例第10条は、「議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとする。」と規定していることから、この規定に基づき調査が行われた場合には、事務局の職員が会派から本件文書を取得することも考えられるが、本件文書に関連して調査が行われたり、また、事務局の職員が本件文書を保管していることをうかがわせる事実も見当たらない。

(6) 異議申立人は、開示請求があれば、議長は経理責任者に対して、本件文書の提出を求めることは当然可能であると主張するが、情報公開条例は議会が保有している文書を公開の対象とするものであり、議会が現に保有していない文書を開示請求に応じるために取得する義務まで課しているものではない。

よって、議会は、本件文書を保有していないと認められることから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。